

年 度 協 定 書 (案)

門 真 市 民 文 化 会 館

門 真 市

## 門真市民文化会館の管理に関する年度協定書

門真市（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）は、門真市民文化会館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第8条第2項に基づき、次のとおり、門真市民文化会館の管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

**第1条** 年度協定の期間は、令和●年4月1日から令和●年3月31日までとする。

（令和●年度の指定管理料）

**第2条** 基本協定書第32条第3項の規定による令和●年度の指定管理料は、●●●●●●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（令和●年度のレストランスペースにかかる使用料）

**第3条** 基本協定書第51条第3項の規定による令和●年度のレストランスペースにかかる使用料の年額は●●●●●●円とする。ただし、納付方法については分割払いとする。

（令和●年度の楽器等の保管場所にかかる使用料）

**第4条** 公益財団法人関西フィルハーモニー管弦楽団の練習使用のための優先使用等に関する協議書第2条の規定による令和●年度の譜面及び楽器等の保管場所にかかる使用料の年額は●●●●●●円とする。

本協定の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和●年4月1日

甲

乙